

ラジオ広報（保険料 1） 6/30（火）放送

| | |
|----|--|
| アナ | 皆さま、こんにちは。「長寿医療ひとくちメモ」のお時間です。 今週来週と、長寿医療制度に関する様々な情報をお届けいたします。今日は長寿医療制度の保険料について、この制度を運営しております栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんにお話を伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願ひします。 |
| 〇〇 | はい、よろしくお願ひします。 |
| アナ | まず、この長寿医療制度の保険料の仕組みについて教えていただけますか。 |
| 〇〇 | はい、この制度は、みなさんに納めていただく保険料が大切な財源の一つとなっていて、保険料は、お一人お一人に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて負担していただく所得割額の2つの合計額で構成されています。 栃木県の場合、今年度は、均等割額は1年間で37,800円、所得割額は所得に7.14%をかけた金額となっています。 |
| アナ | 均等割はまさに均等に負担をする、所得割は所得額に応じて負担をする、ということですね。そうすると、所得が多ければ多いほど保険料は高くなってしまいうということなんでしょうか。 |
| 〇〇 | いえ、保険料には上限というものがあひまして、均等割額と所得割額の合計で、50万円までとなっています。 |
| アナ | 逆に所得の少ない方もいると思うんですが、そのような方に対する保険料の軽減というのはあるんでしょうか。 |
| 〇〇 | はい、所得の低い世帯の方については、保険料の負担が軽くなる軽減制度があります。今年度の場合ですと、世帯主と加入者全員の合計所得額によりますけれども、均等割額については、9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減と4段階に分かれて軽減することになっています。また、一定の所得以下となっている方については、所得割額が5割軽減されます。 |
| アナ | そういった保険料の軽減を受けるためには、何か特別な手続きが必要、ということはあるんでしょうか。 |
| 〇〇 | いえ、被保険者や世帯主の方の昨年の所得によって決まりますので、特に申請をする必要はありません。ただし、所得が確定していることが必要ですから、まだ申告がお済みでない方はお住まいの市や町へご相談ください。 最後に、保険料のお知らせについては、お住まいの市や町からご本人あてに通知が届きますので、届きましたら内容をご確認いただきたいと思ひます。 |
| アナ | ありがとうございました。 この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願ひいたします。明日も、保険料について引き続きお話を伺ひます。 〇〇さん、今日はありがとうございました。 |
| 〇〇 | ありがとうございました。 |